

軌道法

1. 案内情報

手続名	:	特別設計の許可
手続根拠	:	軌道法第14条 軌道建設規定第34条第2項
手続対象者	:	軌道経営者
提出時期	:	特別の取扱いとするとき
提出方法	:	申請書を作成し、管轄する地方公共団体へ提出して下さい。
手数料	:	なし
添付書類・部数	:	なし
申請書様式	:	特別設計の許可申請書
記載要領・記載例	:	提出先となる管轄する地方公共団体にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先	:	管轄する地方公共団体
受付時間	:	提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口	:	管轄する地方公共団体

3. 手続情報

審査基準	:	なし
標準処理期間	:	なし
不服申立方法	:	(行政不服審査法の規定による)